

## 国見町告示第 19 号

国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 27 日

国見町長 村 上 利 通

### 国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、所在不明になるおそれのある認知症高齢者・障害者等を地域の支援を得て早期に発見することができるようにするため、関係機関の協力体制を構築することにより、高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において「国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業」(以下「SOS ネットワーク事業」という。)とは、認知症高齢者等が所在不明となった場合に、迅速な捜索に協力が得られる関係機関及び協力機関等の連携によって、当該認知症高齢者等の早期発見を目的としたシステムのことをいう。

#### (実施機関等)

第 3 条 SOS ネットワーク事業の実施機関は、国見町(以下「町」という。)とする。

2 SOS ネットワーク事業の関係機関は福島北警察署、国見町地域包括支援センターとする。

3 SOS ネットワーク事業の協力機関は、地域において経済活動を行う事業者等で、本事業の主旨を理解し、第 5 条の定めにより申請を行い町に登録された機関とする。

#### (対象者)

第 4 条 SOS ネットワーク事業の対象者となる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有する者のうち、所在不明になるおそれがあるなど日常生活を営む上

で常時注意が必要な状態にあるもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者で所在不明になるおそれが高い者
- (2) 疾患や障害等により所在不明になるおそれが高い者
- (3) その他町長が必要と認める者

(協力機関)

第5条 地域において経済活動を行う事業者等で、本事業への協力の意向があるときは、国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業協力機関申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、町長に提出する。

2 町長は、前項の申請があったとき、協力機関として登録する。

(事業の内容)

第6条 町は、SOSネットワーク事業の業務について関係機関及び協力機関と密接な連携及び協力関係を保ち、所在不明発生時には迅速に警察署と連携を図る。なお、事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 所在不明の可能性のある者を把握した場合、事前登録の勧奨をし、登録する。
- (2) 協力機関を募り、所在不明時、業務上可能な範囲での搜索への協力を依頼する。

(事前登録)

第7条 対象者又はその親族等（以下「申請者」という。）は、国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク登録・変更申請書（第2号様式）に必要事項を記入し、町長に提出する。

2 町長は、前項の申請があったとき、SOSネットワーク事業に登録し、申請者に国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業登録通知書（第3号様式）により通知する。

3 町長は、新たな登録者があったとき、速やかに関係機関に第2号様式の複写を提供する。

(登録変更)

第8条 申請者は、次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク登録・変更申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 登録者の住所、氏名又は電話番号に変更が生じたとき。
- (2) 登録者の身体状況の大きな変化があったとき。
- (3) 緊急連絡先の者の住所、氏名又は電話番号に変更が生じたとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに関係機関に第2号様式の複写を提供する。

(登録取消)

第9条 申請者は、次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク取消申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 登録者が国見町外に転出したとき。
- (2) 登録者が死亡したとき。

2 町長は、前項の申請があったとき、速やかに申請者に国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク取消通知書(第5号様式)により通知する。

(所在不明時の措置)

第10条 町は、登録者の所在不明を把握したとき、関係機関や協力機関に速やかに情報を共有するとともに、それぞれ業務上可能な範囲での検索について協力を依頼する。

2 町は、申請者又は登録者の親族に警察署への検索願提出の有無を確認し、必要時、提出について勧奨する。

3 申請者又は登録者の親族が警察署への検索願を提出し、町に対しても検索活動の協力依頼の意向がある場合、国見町消防団の行方不明者の検索活動に関する要綱(平成30年告示第26号)に基づき対応し、防災無線の活用についても申請者又は登録者の親族の意向を確認し対応を検討する。

4 事前登録がされていない者について親族等から所在不明の連絡があった場合、第7条第1項に規定する手続を行ったとき、当該登録がされた者として同条第3項により対応する。

5 町は、登録者の発見等により終結したときは、関係機関等に対し報告する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業協力機関申請書

[別紙参照]

第2号様式（第7条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業登録・変更申請書

[別紙参照]

第3号様式（第7条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業登録通知書

[別紙参照]

第4号様式（第9条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業取消申請書

[別紙参照]

第5号様式（第9条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク取消通知書

[別紙参照]

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業協力機関申請書

年 月 日

国見町長 様

事業の趣旨に賛同し協力したいので申請します。

事業所名	
代表者	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
担当職員	
協力機関としての 名称の公表について	承諾する ・ 承諾しない
備考	

個人情報に関する誓約書

国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業に係る個人情報に関する取扱いについて、以下のとおり誓約します。

- 1 本事業を通じて得た情報については、目的以外に使用しません。
- 2 本事業を通じて得た情報については、取り扱いに十分注意します。
- 3 本事業を通じて得た情報は、第三者に提供しません。
- 4 必要のなくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業登録・変更申請書

年    月    日

国見町長 様

次のとおり登録・変更を申請します。

対象者	氏名	(旧姓：                   )	性 別	男 ・ 女
	住所	国見町	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年           月           日

この登録・変更申請書及び別添1・2の内容を、情報共有のために福島北警察署及び国見町地域包括支援センターに提供することに同意します。

あわせて、所在不明発生時、協力機関に情報提供することに同意します。

申請者 \_\_\_\_\_ 対象者との関係 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

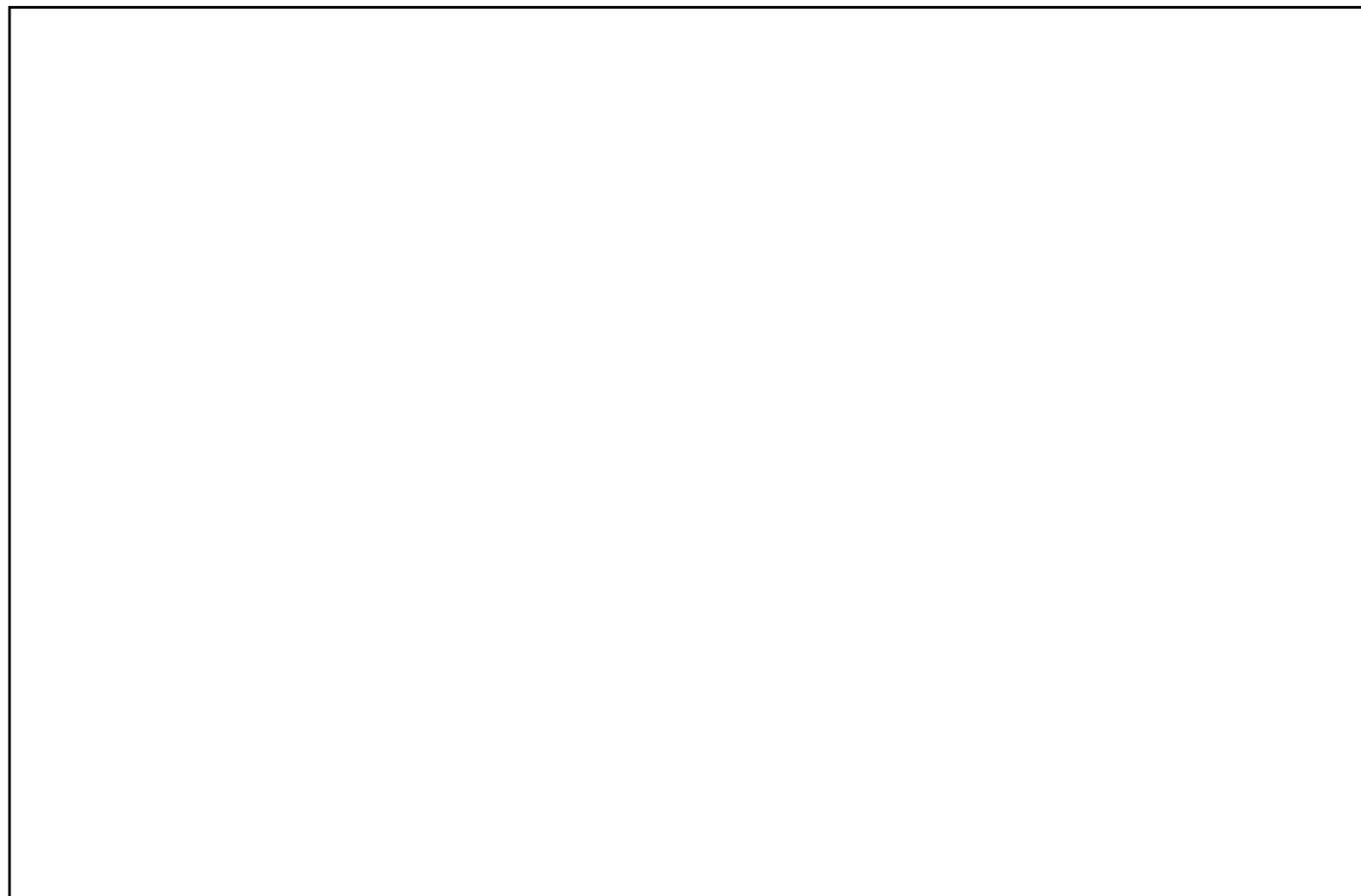
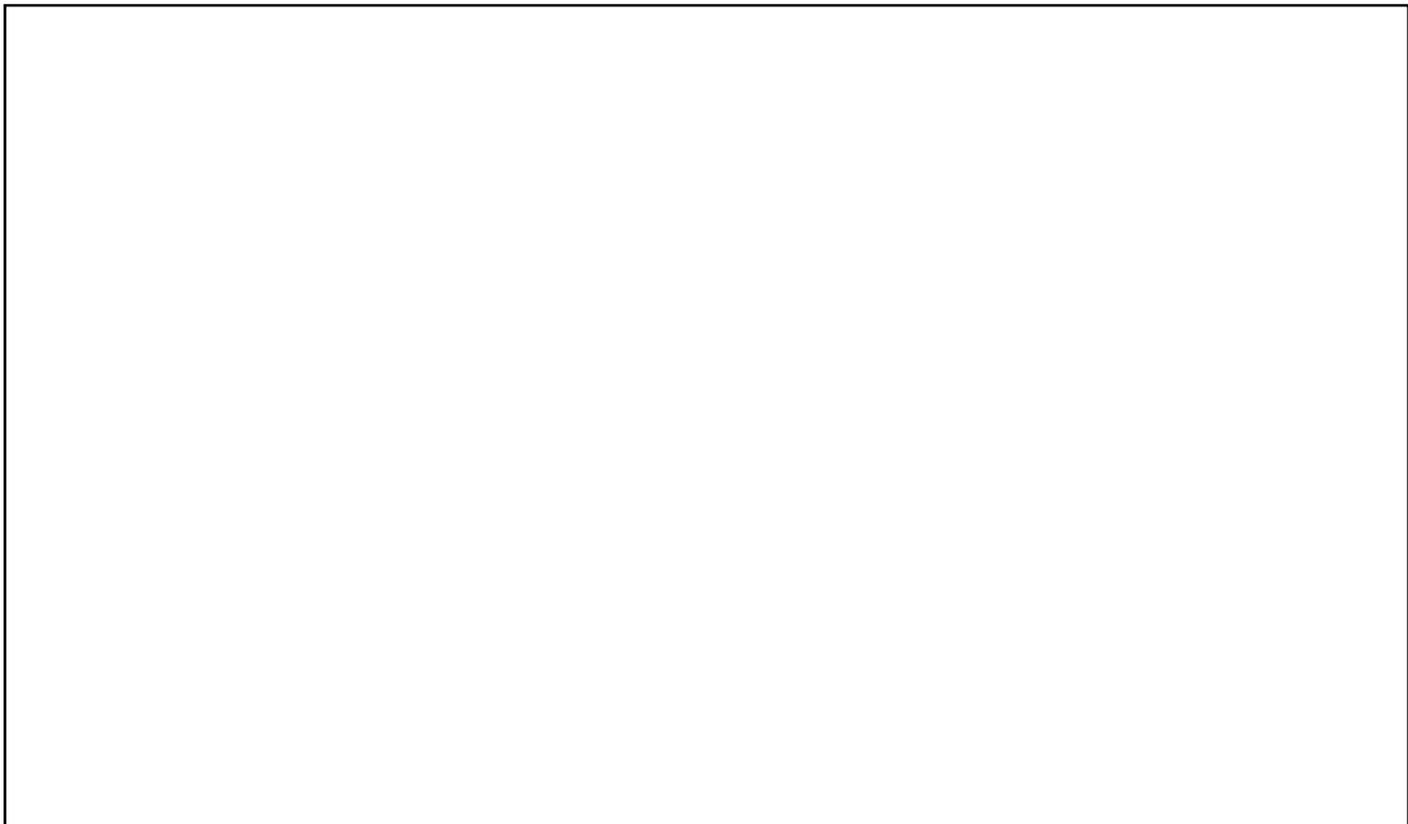
電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯番号 \_\_\_\_\_

決 裁	課長	課長補佐	係長	係員	受付	処 理	台帳入力	受付(包括)



第2号様式（第7条関係）別添2

本人の特徴がわかる写真として「全身写真」「顔写真」を添付。



国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク事業登録通知書

様  
( 様登録分)

国見町長

下記のとおり国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業に登録したので通知します。

記

- 1 登 録 者
- 2 登 録 番 号
- 3 登録年月日                      年                      月                      日

- ※ 登録者の状況や緊急連絡先に変更が生じた場合は速やかに変更申請を行ってください。
- ※ 2年に1度、情報共有シートの更新が必要になります。

第4号様式（第9条関係）

国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業取消申請書

年 月 日

国見町長 様

次のとおり登録の取消を申請します。

- 1 取消事由  転出  
 死亡  
 その他（ ）

2 取消年月日 年 月 日

この内容を情報共有のために福島北警察署及び国見町地域包括支援センターに提供することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

(登録者との関係： )

決 裁	課長	課長補佐	係長	係員	受付	処 理	台帳入力	受付(包括)

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

国見町認知症高齢者・障害者等SOSネットワーク取消通知書

様  
( 様分)

国見町長

下記のとおり国見町認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワーク事業について取消したので通知します。

記

1 登 録 者

2 登 録 番 号

3 取消年月日 年 月 日